

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
飯塚市介護保険利用者負担額減免の特例に関する要綱

令和2年7月8日

飯塚市告示第237号

改正 R3-100

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る飯塚市介護保険利用者負担額の減免について、飯塚市介護保険利用者負担額減免要綱(平成18年飯塚市告示第98号)の特例を定めるものとする。

(主たる生計維持者の死亡、障がい等による減免)

第2条 新型コロナウイルス感染症により要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、本年度中の所得見込金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して100分の30以上減少し、生活が困難になったときは、次の各号に定める給付割合とすることができる。

- (1) 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下
- (2) 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下
- (3) 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(主たる生計維持者の失業等による減免)

第3条 新型コロナウイルス感染症の影響により要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、本年度中の所得見込金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して100分の30以上減少し、生活が困難になったときは、次の各号に定める給付割合とすることができる。

- (1) 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下
- (2) 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下
- (3) 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(利用者負担減免認定の期間)

第4条 利用者負担減免の認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から6月間とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(R3-100一改)

3 第4条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和3年3月31日 告示第100号)

この告示は、告示の日から施行する。